

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則 (平成 14 年 6 月 17 日通知) (下線部分変更)

新	旧
<p>(同意書)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(同意書)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 受益証券について、第 1 項に規定する同意書の記載事項は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 受益証券の発行者は、その受益証券を、機構が、法に基づきその保管振替業において機構が定める日から取り扱うことについて同意すること。</u></p> <p><u>(2) 受益証券の発行者は、機構が定める規則のうち、その受益証券に適用される規定を遵守すること及び機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。</u></p> <p><u>10 受益証券について、第 2 項に規定する同意書に添付する書類は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 受益証券の発行者の代表者の印鑑証明書</u></p> <p><u>(2) 受益証券の発行者の取締役会で同意を決議したことを証する書面</u></p> <p><u>(3) 投資信託約款</u></p> <p><u>(4) 機構に届出を要する事項を記載した書面</u></p>
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 受益証券の発行者は、受益証券の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、その受益証券に関する投資信託約款を提出するものとする。</u></p> <p><u>7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</u></p> <p><u>(1) 投資信託約款の変更</u></p> <p><u>(2) 発行者の商号、資本金の額又は本店所在地の変更</u></p>

新	旧
<p>6 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。これらの場合において、定款（投資証券の発行者にあっては規約）及び株式取扱規則（投資証券の発行者にあっては投資口取扱規則、協同組織金融機関にあっては優先出資取扱規則）が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。</p> <p>（届出事務所を通じて行う業務）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（8）前各号に定めるもののほか、機構が参加者との間のデータ授受を所定の伝票の提出又は所定の帳表の交付によることとするものうち、届出事務所を通じて行うものとしたもの</p> <p>（9）その他機構が定める業務</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p><u>（3）発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡</u></p> <p><u>（4）上場取引所の追加又は一部廃止</u></p> <p><u>（5）機構との連絡部署の変更</u></p> <p><u>（6）発行者が金融商品取引法その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分（受益証券に関して行われたものに限る。）の通知を受けたこと。</u></p> <p>8 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。これらの場合において、定款（投資証券の発行者にあっては規約、<u>受益証券の発行者にあっては投資信託約款</u>）及び株式取扱規則（投資証券の発行者にあっては投資口取扱規則、協同組織金融機関にあっては優先出資取扱規則）が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。</p> <p>（届出事務所を通じて行う業務）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8）第111条第1項に規定する売買単位未満受益証券交付願及び同条第4項に規定する前日交付請求書（売買単位未満株券受益証券交付請求書）の提出</u></p> <p>（9）前各号に定めるもののほか、機構が参加者との間のデータ授受を所定の伝票の提出又は所定の帳表の交付によることとするものうち、届出事務所を通じて行うものとしたもの</p> <p><u>（10）その他機構が定める業務</u></p> <p><u>第8章 受益証券の保管及び振替に関する取扱い</u></p> <p><u>（準用規定）</u></p> <p><u>第99条 第4章第1節（第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで（第39条第1号を除く。）、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第5号及び第7号、第2款第2目、第59条、第60条第3項、第60条の2、第3</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)</u>の規定は、<u>受益証券について準用する。</u></p> <p><u>(預託日及び交付日の制限)</u></p> <p><u>第100条</u> 参加者は、<u>規程第104条の規定により機構が受益証券の預託及び交付をしないものとした日においても、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、当該日の正午まで預託及び交付することができる。</u></p>
(削る)	<p><u>(口座簿の写し等の提出)</u></p> <p><u>第101条</u> <u>規程第106条第2項に規定する参加者が機構に対してする顧客口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出並びに同条第3項に規定する機構が受託者に対してする参加者口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出については、参加者又は機構が受益者ごとに付した番号(以下「受益者管理番号」という。)によるものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>機構は、信託の計算期間終了日までに、受益者管理番号並びにその受益者管理番号に係る受益者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を受託者に提出するものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>機構は、必要があると認める場合は、前項の提出を、参加者をして行わせることができる。</u></p> <p><u>4</u> <u>機構は、参加者が規程第106条第2項の規定により、参加者口座簿の写しを機構に提出することとなる場合は、第20条の規定にかかわらず、参加者から参加者口座簿の写しの請求があったものとみなし、参加者に参加者口座簿の写しを交付する。</u></p> <p><u>5</u> <u>規程第106条第3項の規定にかかわらず、参加者口座を複数開設されていない参加者であって、顧客口座を開設しないものは、あらかじめ所定の書面により機構に申し出ることにより、機構に対し、次に掲げる請求を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 自己分として預託した受益証券に係る規程第106条第1項に規定する受益者登録の取次ぎ</u></p> <p><u>(2) 信託の計算期間終了日における参加者口座</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>簿の写しの交付</u></p> <p><u>(3) 前号により交付を受けた参加者口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票の受託者への提出</u></p> <p><u>(機構への提出内容等)</u></p> <p><u>第102条 参加者は、規程第106条第2項に規定する取次ぎを求める場合は、当該受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して4営業日目の日に機構に次に掲げる事項を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 受益者データ</u></p> <p><u>イ 銘柄コード</u></p> <p><u>ロ 参加者コード</u></p> <p><u>ハ 受益者管理番号及びチェックデジット</u></p> <p><u>ニ 前回提出口数</u></p> <p><u>ホ 受益者提出口数</u></p> <p><u>ヘ その他機構が定める事項</u></p> <p><u>(2) 提出銘柄の合計データ</u></p> <p><u>参加者コードごとの銘柄別の受益者データの預託口数の合計</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(受益者登録の請求の委任)</u></p> <p><u>第103条 顧客又は参加者が、他の参加者口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座に、口座の振替により預託受益証券を担保として差し入れている場合は、原則として、担保として振替を受けた参加者（以下この条において「担保受入参加者」という。）は、当該受益証券に係る受益者登録の請求の事務を、担保差入れのために振替請求を行った参加者（以下この条において「担保差入参加者」という。）に委任するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により受益者登録の請求の事務を担保差入参加者に委任した担保受入参加者は、担保として振替を受けた受益証券の投資信託の名称、口数等を、担保差入参加者は担保として振り替えた受益証券の投資信託の名称、口数等を、それぞれ信託の計算期間終了日の翌営業日に機構に提出しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>3 機構は、前項の規定により担保受入参加者及び担保差入参加者から提出された投資信託の名称、口数等を照合し、一致することを確認した後、担保受入参加者の参加者口座の残高から当該口数を差し引き、担保差入参加者の参加者口座の残高に当該口数を加えて、機構に提出すべき受益者登録の請求口数（合計）を算出し、信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して3営業日目の日に当該担保受入参加者及び担保差入参加者に提出する。</u></p> <p><u>(受託者への提出内容等)</u></p> <p><u>第104条 機構は、第102条の規定により参加者から提出された受益者登録の請求の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、投資信託の名称ごとに編集し、当該受益者登録請求に係る信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して6営業日目の日にコンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受託者に提出する。</u></p> <p><u>(受益者票)</u></p> <p><u>第105条 第101条第1項に規定する提出は、受益者票により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する受益者票は、次に掲げる事項を記載し、受託者に対する受益者の届出印を押印した所定の様式のものとする。</u></p> <p><u>(1) 投資信託の名称</u></p> <p><u>(2) 参加者名</u></p> <p><u>(3) 参加者コード</u></p> <p><u>(4) 受益者管理番号及びチェックデジット</u></p> <p><u>(5) 受益者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(6) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、受益者票は、その原票を複写し又は原票を基に機械により作成することができる。この場合において、複写したもの又は機械により作成したものが、鮮明で原票と同一のものと認められるものに限る。</u></p> <p><u>4 参加者は、受益者票（既に登録されている受益者に係るものを除く。）を、受益者登録の請求に係</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>る信託の計算期間終了日までに、随時、受託者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、参加者は、機構が認めた場合は、第2項に掲げる事項及び受託者に対する受益者の印影を、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して提出することにより受益者票の提出を行うことができる（既に登録されている受益者に係るものを除く。）。この場合において、参加者は、当該受益者票を、受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日までに、随時、受託者に提出するものとする。</u></p> <p><u>6 参加者は、受益者票の提出に際しては、次に掲げる事項を記載した受益者票送付明細表を添付又は送付するものとする。ただし、前項の規定により提出する場合において、機構が認めたときは、当該事項について、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して受益者票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p><u>(1) 受益証券の発行者名</u></p> <p><u>(2) 投資信託の名称及び銘柄コード</u></p> <p><u>(3) 参加者名及び参加者コード</u></p> <p><u>(4) 受益者管理番号及びチェックデジット</u></p> <p><u>(5) 預託口数</u></p> <p><u>(6) 受益者の氏名</u></p> <p><u>(7) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>(受益者票の記載事項の変更届の取扱い)</u></p> <p><u>第106条 参加者は、受益者から受益者票の記載事項について変更届の提出を受けた場合は、受託者に対し、次に定めるところにより提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新規に提出した受益者票（登録されていない受益者に係るものをいう。）の記載事項に変更があった場合</u></p> <p><u>イ 参加者が受託者へ提出する事項</u></p> <p><u>(イ) 受益者の氏名</u></p> <p><u>(ロ) 受益者の住所、郵便番号</u></p> <p><u>(ハ) 受益者管理番号及びチェックデジット</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>(二) 届出印</u></p> <p><u>ロ 受託者への提出方法</u></p> <p><u>参加者は、変更後の受益者票及び受益者票送付明細表を受託者へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、受益者管理番号の変更が多数となる場合は、受益者票及び受益者票送付明細表に代え、変更内容を記載した受益者票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p><u>ハ 提出の時期</u></p> <p><u>参加者は、前ロに規定する書類を当該受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日までに随時提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日の翌日以降に受益者票の記載事項に変更があった場合</u></p> <p><u>イ 参加者が受託者へ提出する事項</u></p> <p><u>(イ) 受益者の氏名</u></p> <p><u>(ロ) 受益者の住所、郵便番号</u></p> <p><u>(ハ) 受益者管理番号及びチェックデジット</u></p> <p><u>(ニ) 受益者の氏名と併せて届出印を変更する場合の届出印</u></p> <p><u>ロ 受託者への提出方法</u></p> <p><u>変更分である旨を表示した受益者票（氏名の変更と併せて届出印を変更する場合を除き届出印を押印しない。）及び「提出後の変更届」と表示した受益者票送付明細表を前(1)ロとは別に作成し、受託者へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、受益者管理番号の変更が多数となる場合は、受益者票及び受益者票送付明細表に代え、変更内容を記載した受益者票送付明細表（「提出後の変更届」と表示したもの）を提出することができる。</u></p> <p><u>ハ 提出の時期</u></p> <p><u>参加者は、受益者から変更届を受けた都度、受託者へ提出するものとする。</u></p> <p><u>(法定代理人届等の取扱い)</u></p> <p><u>第107条 参加者は、受益者について法定代理人の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等の提出</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>を受けた場合は、当該届出書等に所定の事項を記載して受託者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出書等には、受益者票その他必要な書面を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 前条の規定は、法定代理人等の受益者票の記載事項に変更があった場合に準用する。</u></p> <p><u>(預託受益証券の制限)</u></p> <p><u>第108条 参加者が預託できる受益証券は、規程第108条ただし書に規定する機構が記番号の通知を行うことが可能であると認めた無記名式受益証券とする。</u></p>
(削る)	<p><u>(大券による交付)</u></p> <p><u>第109条 参加者又は受益証券の発行者は、受益証券について、投資信託の交換に係る交付請求を行う場合は、あらかじめその旨を機構に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、参加者又は受益証券の発行者が大券による交付を希望するときは、機構は、受益証券の分割その他必要な手続を行い、交付日の前営業日までに大券を用意することができた場合に限り、大券により交付を行うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(大券の分割)</u></p> <p><u>第110条 受益証券の発行者は、機構から受益証券の分割の請求を受けた場合は、自己の負担において速やかに応じるものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(売買単位未満受益証券に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載)</u></p> <p><u>第111条 参加者は、顧客から金融商品取引所が定める売買単位の口数に満たない口数に係る受益証券（以下この条において「売買単位未満受益証券」という。）の交付を請求された場合は、機構に当該売買単位未満受益証券の交付の請求をする前に、機構に対し所定の売買単位未満受益証券交付願を午前9時から午後3時30分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に提出しなければならない。</u></p>

新	旧
	<p><u>2 機構は、参加者から前項に規定する売買単位未満受益証券交付願の提出を受けた場合は、遅滞なく当該売買単位未満受益証券交付願の写しを受益証券の発行者へ提出し、売買単位未満受益証券の発行を請求するものとする。</u></p> <p><u>3 機構は、前項の請求により受益証券の発行者から売買単位未満受益証券の発行を受けた場合は、遅滞なく当該請求に係る参加者にその旨を通知する。受益証券の発行者から売買単位未満受益証券の発行を行わない旨の連絡を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 前項前段の通知を受けた参加者は、機構に対し所定の前日交付請求書（売買単位未満受益証券交付請求用）を交付日の前営業日の午前9時から正午までの間に提出して交付請求をしなければならない。</u></p>

2. 附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この改正規定による改正前の第 99 条において準用する第 40 条の 2（第 1 号、第 4 号及び第 7 号を除く。）から第 40 条の 4 までの規定の適用については、施行日以後においては、上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則の定めるところによる。